○総務省令第二十五号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）及び地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第百二十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

第一条の九の二を次のように改める。

第一条の九の二　削除

第二条第二項中「第九条の三の三第一項」を「第九条の三の二第一項」に、「（第九条の三の二」を「（第九条の三の三」に改め、同条第五項を削る。

第二条の四を次のように改める。

第二条の四　削除

第二条の五の二第三項を削る。

第二条の六中「納入する場合」の下に「（法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法により納入する場合を除く。）」を加える。

第三条第三項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第三条の九を次のように改める。

（政令第九条の十五第一項の所得割）

第三条の九　政令第九条の十五第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一　賦課期日現在において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条から第三条の十三の二までにおいて「指定都市」という。）の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

二　賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十一の次に次の一条を加える。

（政令第九条の十九第一項の所得割）

第三条の十一の二　政令第九条の十九第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一　賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二　賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十三の次に次の一条を加える。

（政令第九条の二十三第一項の所得割）

第三条の十三の二　政令第九条の二十三第一項に規定する総務省令で定める所得割は、次に掲げるものとする。

一　賦課期日現在において指定都市の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割（法第五十条の二の規定により課した所得割を除く。以下この号及び次号において同じ。）。ただし、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた場合には、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた区域に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市の区域の全部又は一部が指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）については、この限りでない。

二　賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した納税義務者に対して課した所得割であつて、当該指定都市以外の市町村の区域の全部又は一部が指定都市の区域の全部又は一部となつた日から五年を経過する日の属する年度の翌年度（当該経過する日が四月一日である場合には、当該経過する日の属する年度）以後の年度の各月において道府県に払い込まれたもの（当該月の属する年度の初日において引き続き指定都市の区域の全部又は一部である区域に係るものに限る。）

第三条の十四（見出しを含む。）中「第二十条の二の四第一項第二号」を「第二十条の二の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項の表㈠及び㈡中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、同条第三項中「の方法」の下に「又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する方法」を加え、同条第四項を削る。

第七条の二の二を次のように改める。

第七条の二の二　削除

第八条の二の三中「第七十四条の四第三項第二号」を「第七十四条の四第三項第一号」に改める。

第九条の二の四及び第九条の三の二を削る。